

**日本国外で合意し部品の販売価格カルテルを行った外国事業者に対して我が国の
独禁法の適用を認めた事例**

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成29年12月12日

【事件番号】 平成28年（行ヒ）第233号

【事件名】 審決取消請求事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 独占禁止法2条6項・3条・7条の2第1項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令5条・6条

【掲載誌】 公正取引委員会ホームページ、裁時1690号1頁

LEX/DB 文献番号 25449104

事実の概要

X（上告人）は、マレーシアに本店を置き、テレビ用ブラウン管の製造販売業者であって、大韓民国に本店を置くAの子会社である。Y（被上告人：公正取引委員会）は、Xらがテレビ用ブラウン管の販売価格に関して国外で合意をすることにより、独禁法2条6項所定の「不当な取引制限」（価格カルテル）をしたとして、Xに対し、同法7条の2第1項に基づいて本件課徴金納付命令（13億7,362万円）を発した。本件は、Xが、当該合意について独禁法を適用することはできないなどとして本件課徴金納付命令の取消しを求める審判を請求したが、これを棄却する旨の審決を受けたため、Yを相手に、当該審決の取消しを求める事案である。

我が国テレビ製造販売業者は、我が国に本店を置き、東南アジア地域にブラウン管テレビの製造を行う子会社若しくは関連会社又はその製造を委託する会社（以下、「現地製造子会社等」）を有して、少なくとも平成19年3月30日までブラウン管テレビの製造販売業を営んでいた。Aほか4社等の、海外に本店を置くテレビ用ブラウン管製造販売業者の中から1社又は複数の事業者を選定し、当該事業者との間で、現地製造子会社等が購入するテレビ用ブラウン管の仕様のほか、おおむね1年ごとの購入予定数量の大枠や、四半期ごと等の購入価格及び購入数量について交渉していた（以下、上記の選定及び交渉を「本件交渉等」）。我が国

テレビ製造販売業者は、本件交渉等を経て、現地製造子会社等が購入するテレビ用ブラウン管の購入先、購入価格、購入数量等の取引条件を決定し、現地製造子会社等は、それぞれ我が国テレビ製造販売業者から指示を受けて、主にXほか7社からテレビ用ブラウン管（以下、「本件ブラウン管」）を購入していた。平成15年から同19年までにおける現地製造子会社等の本件ブラウン管の総購入額のうち、Xほか7社からの購入額の合計の割合は約83.5%であった。

Aほか4社並びにXらは、本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の安定を図るため、遅くとも平成15年5月22日頃までに、日本国外において本件ブラウン管の営業担当者による会合を継続的に開催し、おおむね四半期ごとに、次の四半期におけるAほか4社が我が国テレビ製造販売業者との交渉の際に提示する、本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨合意した（以下、「本件合意」）。

判決の要旨

「独禁法は、国外で行われた行為についての適用の有無及び範囲に関する具体的な定めを置いていないが、同法が、公正かつ自由な競争を促進することなどにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としていること（1条）等に鑑み

ると、国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていると解するのが相当である。したがって、Yは、同法所定の要件を満たすときは、当該カルテルを行った事業者等に対し、上記各命令を発することができるものというべきである。

そして、不当取引制限の定義について定める独禁法2条6項にいう『一定の取引分野における競争を実質的に制限する』とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいうものと解される」（多摩談合〔新井組〕事件・最判平24・2・20民集66巻2号796頁）。「そうすると、本件のような価格カルテル（不当取引制限）が国外で合意されたものであっても、当該カルテルが我が国に所在する者を取引の相手方とする競争を制限するものであるなど、価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合には、当該カルテルは、我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえることができる。」

「我が国テレビ製造販売業者は、自社との資本関係又は緊密な業務提携関係に基づき……ブラウン管テレビの製造販売業を統括し、遂行する一環として、その基幹部品であるブラウン管の購入先、購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定し、その購入を現地製造子会社等に指示し、現地製造子会社等に本件ブラウン管を購入させていたものである。さらに、我が国テレビ製造販売業者は、Xほか4社との間で本件ブラウン管の取引条件に関する本件交渉等を自ら直接行っていたものであるところ、本件合意は、その本件交渉等においてXほか4社が提示する価格を拘束するものであったというのである。」

「本件の事実関係の下においては、本件ブラウン管を購入する取引は、我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となっていたものと評価できるから、本件合意は、我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであったといえることができる。」

判例の解説

一 はじめに

本件は、ブラウン管国際カルテルに係る審決取消訴訟のうち、審決を認容した原審について最高裁が下した唯一の判決である（他2件は上告不受理）。価格カルテルと入札談合とは反競争効果の発生メカニズムや個々の売上高の有無について差異もあるが、判旨は多摩談合〔新井組〕事件判決における解釈論を踏襲している。もっとも、違反行為者の所在地、合意形成行為の場所、本件ブラウン管の引渡地などが国外にあることのほか、我が国の消費者に対する反競争効果に係る要件事実が不明瞭なこととも相俟って、判旨の読み方はまちまちである。

二 域外適用

自国の領域外にある主体、財産、法律行為、事実などに対して自国の法律を適用し執行する域外適用のうち法適用（立法管轄権）については、違法行為の一部が自国にあるなどの接点を求める考え方（客観的属地主義）と、一定の効果が自国に及んでいれば足りるとする考え方（効果主義）から説明されてきた。企業結合規制に関しては、効果主義との親和性も高く、平成10年改正後、海外事業者に対する審査案件も複数ある。ただし、域外適用一般について、司法判断は示されておらず、また、公正取引委員会も平成2年に報告書を公表するにとどまっている¹⁾。

3条違反を問題とする本件では、原審は「国外における行為について例外的な域外適用を認める」効果主義に基づく検討を不要であると判断している。子会社との一体性を考慮しながら事業活動の本拠地が我が国にあり、「本件交渉等における自由競争を制限するという実行行為」が我が国需要者たる国内事業者を対象としている点に着目していた（東京高判平28・1・29審決集62巻445～447頁）。しかし、実行行為をめぐっては、違反对象となる合意形成行為（石油カルテル事件最高裁判決・最判昭59・2・24刑集38巻4号1287頁）との関係性やその具体的内容が不明瞭である点などの問題が指摘されていた²⁾。

判旨は、「国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害」すれば法適用が可能であると述べる。「競争機能が

損なわれることとなる市場」における一方当事者が我が国にいれば、我が国独禁法の適用範囲であると述べているようにも見えるが、本件取引に係る介入の程度・態様等の実態から、海外子会社等との一体化した経済活動があったことを重視している。すなわち、「本件ブラウン管を購入する取引」については、我が国テレビ製造販売業者が、本件ブラウン管の生産計画、仕様等のほか、「購入先、購入価格、購入数量等の重要な取引条件」の決定権を掌握（統括、指示、遂行）し、かつ、「本件交渉等を自ら直接行っていた」という実態である。実行行為なる用語の使用こそ避けているが、原審の判断基準や考慮要素に実質的な違いはなさそうである。

判旨もまた効果主義を正面から議論していない。あるいは域外適用に係る競争侵害効果なるものまで配慮しているのかも判然としない³⁾。原因行為である不当取引制限が認定される時点で、一定の反競争効果が我が国に実際に又は潜在的に生じているはずである。「効果」の中身と実態によるが、事実上の、黙示的な効果主義と捉える方が素直な理解である。そうでないとすると、企業間取引の支点や重心が我が国にあり、かつ、本件合意という違反行為が国際的な部品調達市場における取引過程の中核部分を歪曲している事実から、客観的属地主義でも対応可能であるということなのだろう。

三 競争機能侵害

本件合意から生じる競争機能の侵害による効果とは何を指すのか。個々の主体に対する不利益性から分節すると、①本件合意がなければ実現したであろう競争価格でのブラウン管の調達機会を失った我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が受ける不利益、②コスト構成比率の高い基幹部品を組み込んだ完成品（ブラウン管テレビ）市場において、価格訴求力に基づく販売機会を妨げられる我が国テレビ製造販売業者らの不利益、ひいては、③より安価に購入する機会を失った最終消費者が受ける不利益、などが考えられる。

供給網の国際化を背景に、連結決算の対象となる海外子会社等がもたらす利益と親会社への配当を考えれば、親会社の海外子会社等に対する関与は一般的にも予定されている。本件の場合、購入額ベースで約 83.5% を占める特定受注者からの

調達以外にも代替的な調達先があったかは不明であり、現実の取引主体（海外子会社等）、本件ブラウン管の現実の引渡地と使用地、完成品の製造地も「国外」にあるものの、より緊密度の高い一体化した経済活動のもと、我が国テレビ製造販売業者らの被る不利益は顕著なのだろう（①・②）。

判旨は、1 条を引用して保護法益としての我が国自由競争秩序を確認した上で、競争機能が侵害される市場として消費者向け取引市場よりも上流にある企業間取引市場に着目している。上流市場で 1 条が謳う事業者等の創意工夫が促されることで、下流市場における消費者利益の確保にもつながる。とくに本件のような部品調達に係る民間需要の受注競争をめぐる場合は、公共入札の場合とは異なり競争法が保護すべきか否かについて議論がある⁴⁾。判旨については、企業間取引市場のみならず、民間調達市場における競争機能を保護対象とすることを明らかにした先例的な意義が見出せる余地もある。

他方、事実認定については、我が国テレビ製造販売業者 5 社らが完成品の「全部又は相当部分を購入した上で販売」している販売先については「国内外」であって、「国外」のみ販売する我が国テレビ製造販売業者さえ 1 社（三洋電機）いる。競争機能が侵害されたのは本件ブラウン管をめぐる調達市場であるが、完成品市場にも影響を与える。しかし、日本国内での最終消費者の購入分に係る量的な割合がどれほどかは不明である（③）。

四 意義と課題

判旨を仔細に見ると、市場支配力の形成・維持・強化について敷衍する前掲多摩談合〔新井組〕事件判決の判示内容の一部を欠落させている⁵⁾。域外適用の問題はさておくと、このような姿勢は、カルテルであれば、市場の画定が不要であって当該合意の及ぶ限り反競争効果を強く推定する立証方法を歓迎しているようでもある。そのこと自体は肯定的に評価することができよう。協調的行為が反競争的な目的を有しているかを立証するに当たって、当該行為と消費者価格との直接的な繋がりまでは求めていない海外競争法にも接近する⁶⁾。ただし、部品カルテル事件では域内における最終消費者への転嫁による不利益に注目して規制を加える傾向があるようにも思われる。

域外適用の問題がありながら、要件事実とまで

はいわないまでも当該合意と最終消費者の利益との関連性に関わる情報を欠くと、完成品の国内輸入量と管轄権の是非とは別問題とする考え方があるものの⁷⁾、次のような問題が生じうる。すなわち、確かに、部品の組込みによる使用も消費に当たり事業者も消費者に含まれると広く解したとして、むしろ国外消費者に益する形であっても、我が国所在の事業者が国際競争力を維持・確保すれば、経済厚生全体を向上させることもあり、あるいは株主利益の最大化や間接的な富の再分配を通じて、「国民経済の健全な発達」に正の影響を与える可能性もあるかもしれない。しかしながら、かような1条の理解は一般的ではない⁸⁾。産業政策や貿易政策との緊張関係を孕んだ域外適用に固有の解釈と理解すべきなのだろうか。

「本件の事実関係の下においては」との留保については事例判断であることを示したものと受け取れる⁹⁾。それでも本件と同様又は類似の事情があれば、国際カルテルに対する域外適用は可能であり、また、積極的に執行することが望ましいこともあろう。リニエンシーの同時申請を背景とする国際カルテル事件の場合には、各国当局による一斉捜査と協力体制が執られる。また、違法性判断に違いはない¹⁰⁾。原則としてネットワーク効果や効率性の向上への配慮も不要である。

ただし、次のような課題が考えられる。第1に、判決の要旨では割愛したが、判旨は独禁法施行令には「国内で引渡しがされた商品の売上額に限る旨の定めはない」とし課徴金賦課の合理性を認めている。同一の事案をめぐって、各国当局による法執行には裁量があり、また重複的な制裁があっても、関係相手国が二国間独禁法協定やEPAの非締約国であれば各種の協力や調整を期待することがより困難になる。第2に、国際競争法が存在しない今日、国内消費者の利益保護が曖昧な場合でも国際公序としての競争環境の維持・管理に関与する運用がコンセンサスを得られるかどうか不明である。その一方、国際的な市場分割や顧客割当などの合意によって我が国の最終消費者利益が損なわれても違法認定や有効なエンフォースメントが困難である¹¹⁾。第3に、我が国では、域外適用に係る現在の基本方針、独禁法1条と反競争効果などの理解について、国内外に公にされているとは言い難く、ガイドラインの形式如何を問わず、明確化すべきだろう。

●——注

- 1) 公正取引委員会事務局編『独占禁止法涉外問題研究会報告書——独占禁止法の域外適用』(1990年)。
- 2) 例えば、伊永大輔・ジュリ1494号98～99頁、金井貴嗣・公取791号63頁ほか。
- 3) 本件について米国における域外適用の判断基準に係る考察を踏まえた議論として、例えば、土田和博編著『独占禁止法の国際的執行』(日本評論社、2012年)第1章15頁以下、同・公取778号57頁以下(原審評釈)、泉水文雄「外国でなされたカルテルに対する競争法の適用範囲」根岸古稀(有斐閣、2013年)167頁など参照。
- 4) 例えば、長澤哲也「競争関係の成立における需要者と供給者の役割」前掲注3)根岸古稀139頁及び土佐和生「民間入札談合と独占禁止法」同書153頁参照。
- 5) 滝澤・後掲7頁もこの点を指摘する。
- 6) 欧州裁判所は、TFEU101条における協調的行為(Concerted Practice)の立証について、競争者及び消費者の直接的な利益のほか、市場の構造や競争それ自体も競争法の保護対象であることから、かように判示する。e.g., T-Mobile, C-8/08, EU:C:2009:343, para.38-39; Dole Food v Com., C-286/13P, EU:C:2015:184, para. 125.
- 7) 上杉秋則「独禁法の国際的適用を巡る議論の現状と問題点」際商42巻7号1012～1013頁、1015頁。
- 8) 1条の解釈につき、金井貴嗣ほか編『独占禁止法(第6版)』(弘文堂、2018年)4頁以下[泉水文雄]など参照。判旨の解釈論は、生産者をも含めた「国民経済全般の利益」論や2条6項等の「公共の利益」における総体的利益論を想起させる。今村成和『私的独占禁止法の研究(四)Ⅱ』(有斐閣、1976年)340頁以下、松下満雄『経済法概説(第5版)』(東京大学出版会、2011年)53頁以下ほか参照。
- 9) 原審に対する議論であるが、本件を事例的な判断と見る評価がある。座談会「最近の独占禁止法違反事実をめぐって」公取790号24～25頁[川瀨昇発言及び岸井大太郎発言]。
- 10) 川島富士雄・NBL1078号93頁、東條吉純・ジュリ1799号105頁ほか参照。
- 11) 国際カルテルにおける課徴金問題については、土田編著・前掲注3)第2章[越知保見]33頁及び第4章[多田敏明]83頁、泉水文雄「国際カルテルと域外適用」日本国際経済法学会編『国際経済法講座Ⅰ』(法律文化社、2012年)382頁以下、東條吉純「独禁法と適用範囲」日本経済法学会年報34号20頁など参照。

●——本件評釈

村上政博・際商46巻2号150頁、白石忠志・NBL1117号4頁、滝澤紗矢子・ジュリ1516号6頁、土田和博・公取809号59頁などがある。

南山大学教授 齊藤高広